

長岡市告示第111号

令和5年3月24日長岡市告示第116号で告示した内容に以下のとおり変更があったため、長岡市とちおふるさと交流広場条例（平成17年長岡市条例第277号）第13条第2項の規定により告示します。

令和6年3月19日

長岡市長 磯田達伸

1 変更する事項

供用期間、開場時間及び休場日を定める期間

2 変更内容

変更前 令和2年4月1日から令和6年3月31日

変更後 令和2年4月1日から令和7年3月31日